

別表 1

項目	部分及び部位	性能基準
バリアフリー ・安全型	① 通路 ② 階段 ③ 浴室 ④ 便所 ⑤ 手すり ⑥ 段差 ⑦ 出入口 ⑧ 床面	租税特別措置法施行令第 26 条第 23 項第 5 号及び第 26 条の 4 第 4 項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（平成 23 年 6 月 30 日国土交通省告示第 701 号）
	① 内装 ② 換気設備	シックハウス対策（F☆☆☆☆材の使用、天然素材の使用、第一種換気設備の設置等）
	① 浴室 ② 脱衣所・洗面所 ③ 便所	ヒートショック対策（窓、床等、壁及び天井等の断熱性能の向上、埋め込み型暖房設備の設置等）
	① ホームエレベーター ② 階段昇降機	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第 6 (2) 高齢者等対応設備設置工事の基準
	外構（道路又は駐車場から玄関までの経路）	バリアフリー対策（段差の解消、通路幅の拡幅、手すりの設置等）
	階段	住戸内事故対策（足元照明の設置、ノンスリップ設置等）
	その他諸設備等	バリアフリー・安全対策（いす座・車いす洗面台の設置、ウォッシュレットトイレの設置、大型スイッチへの取替、IHクッキングヒーター（ヒルトンタイプに限る）の設置 等）
	省エネルギー型	住宅全部
① 居室の窓 ② 床（基礎） ③ 屋根（天井） ④ 外壁		日本住宅性能表示基準省エネルギー対策等級 4 相当の各部位の断熱性能を満足するもの
① 屋根 ② 外壁		省エネに有効な対策（断熱・遮熱塗料の施工、断熱・遮熱に効果のある材料による改修等）
住宅用太陽熱温水器		太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器及び不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステムであり、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）に認定を受けたもの
住宅用 CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）		ヒートポンプ方式で CO2 冷媒を使用していること エネルギー消費効率（COP）が 3.0 以上であること
住宅用潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）		熱効率が 90%以上であること 定格給湯能力が 60 号以下である給湯器
住宅用潜熱回収型給湯器（エコフィール）		熱効率が 90%以上であること 定格給湯能力が 60 号以下である給湯器
住宅用ガス発電給湯器（エコウィル）		ガスエンジンユニットの JIS 規格に基づく総合効率が低位発電量基準で 80%以上であること
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		一般社団法人燃料電池普及促進協会における、民生用燃料電池導入緊急対策費補助金における補助対象システムとして指定されたものであること
その他諸設備等		省エネに有効な対策（LED 照明器具の設置、節水型洋式トイレの設置、高断熱浴槽の設置、スイッチ付コンセントの設置 等）
防災型	基礎・主要構造部	防災に有効な対策（基礎、壁・柱・床・はり・屋根・階段の補強、取替、撤去等による補強等の向上、耐風瓦等の設置等）
	① ガラス・建具 ② 造付家具 ③ 固定金具	二次災害や被害の防止に有効な対策（合わせガラス、網入ガラス、強化ガラス等への取替、耐風サッシへの取替、家具転倒防止対策、転落防止等固定金具等）
	① 屋根 ② 内壁・外壁	火災や延焼防止に有効な対策（防火構造以上の外壁施工、不燃性の壁紙の貼付、不燃性の屋根材への改修等）
	その他諸設備等	防災に有効な対策（雨とい金物ピッチ改修、雨戸の改修、防災ベッド、耐震コア（シェルター）の設置 等）